

議案第 66 号

平成 30 年度瑞穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度瑞穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

令和元年 9 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

## 資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度決算における資金不足比率を次のとおり報告します。

### 記

資金不足額	事業の規模	資金不足比率 資金不足額／事業の規模	経営健全化 基準
千円 — (資金剰余額 32,190)	千円 573,882	% —	% 20

備考：本表中、資金不足がないため資金不足比率はマイナスの数値のため、「—」表示となっています。参考数値として資金不足比率数値は、-5.61%です。

# 平成30年度瑞穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成30年度瑞穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

## 1 審査対象

平成30年度瑞穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算

## 2 審査期日

令和元年7月25日（木）

## 3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

## 4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

## 5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は、決算書で示すように、歳入総額10億2,128万2,766円、歳出総額9億8,909万2,446円で、歳入歳出差引残額3,219万320円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が10億2,128万2,766円で、前年度と比較すると1.58%の増であり、調定額に対し98.78%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の44.42%を占める使用料及び手数料、36.21%を占める一般会計からの繰入金である。

歳出の状況は、支出済額が9億8,909万2,446円で、前年度と比較すると0.50%の減であり、予算現額に対し97.57%の執行率である。

支出の主なものは、総務費では、下水道使用料徴収事務委託料、公共下水道維持管理業務委託料、管渠・マンホール・污水桿等補修工事、下水道溢水対策工事及び多摩川上流水再生センター維持管理負担金、事業費では、公共

下水道事業委託料、公共下水管渠布設工事、公債費では、公共下水道事業債及び流域下水道事業債の元金償還金・利子償還金である。

以上が決算の概要であるが、平成30年度においても、健全な下水道事業運営が行われたものと認められる。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における公営企業の経営の健全化における資金不足比率の報告を7月9日に受けたため、7月25日の決算審査終了後、資金不足比率について審査した結果、資金不足は生じていないと認められた。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意し、公営企業の独立採算の意識をもって経営努力され、町民の更なる要望と期待、また信頼に応えられる下水道事業の運営のため、なお一層の努力を望む。

令和元年8月2日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 山 典 男

